

みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、これまであまり木材が使われてこなかった非住宅分野等における県産材利用を推進するため、非住宅建築物等の木造・木質化に向けた広報宣伝活動に要する経費について、当該事業実施主体に対し、予算の範囲内においてみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本補助金の交付対象となる事業種目、事業内容、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 実施設計書（事前に提出し、承認されている場合を除く。）

(2) その他知事が必要と認める書類

(3) 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）

(4) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号による）

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助目的に変更をもたらすものではない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった場合には、交付決定額を変更することがある。
- (5) (1)によるもののほか、別記様式第3号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号による事業着手報告書を知事宛てに提出するものとする。

(実績報告)

第6 補助金の交付を受けた者は、事業が完了(廃止の承認があつた場合も含む。)したときは、速やかに規則第12条第1項の規定に基づく補助事業実績報告書を別記様式第6号により作成し、知事に提出するものとする。

なお、その提出期限は、別に定める日とする。

2 前項補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 出来高設計書
- (2) 経費の収支状況が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第3第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条

ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業実施主体は、規則第12条第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 みやぎ材イノベーション創出事業補助金交付要綱(令和3年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月6日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表

事業種目	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率等
建築競争力強化支援	非住宅分野等の木造・木質化を推進するための営業ツールの開発や、非住宅分野等の木造・木質化の普及に向けた研修会等の各種取組であること。	左記事業の実施に係る以下の経費 [謝金、旅費、賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費]	県内の林業・木材産業・建築・設計等の木材利用に係る各種団体、企業、試験研究機関及び地方公共団体が参画する団体等	定額 (上限：450万円)

補助対象経費

区 分	内 容
謝 金	事業を推進するために開催する会議等に出席する講師等への謝金とする
旅 費	事業を推進するために必要な旅費とする
賃 金	事業を運営するために必要な賃金とする
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕費等とする
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料等とする
委託料	資料作成、調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等とする
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（汎用性のあるものを除く）とする
原材料費	情報提供、研修会等に必要な原材料費とする

別記様式第 1 号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙 2 のとおり
- 5 添付書類
(注) 事業計画書を添付すること。ただし、事前に提出し、承認をされている場合は不要とする。

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事

殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別記様式第3号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業について、事業の内容を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) その他知事が必要と認めるもの

(注)「関係書類」は、別記様式第1号による別紙及び添付書類を準用し、変更前と変更後
を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載
すること。

別記様式第4号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種目
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第5号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業着手報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業について、下記のとおり着手したので報告します。

- 記
- 1 着手年月日 年 月 日
 - 2 完了予定年月日 年 月 日
 - 3 補助金額 金 円

別記様式第 6 号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙 3 のとおり
- 4 補助金の口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

- 5 添付書類
 - (1) 出来高設計書
 - (2) 経費の収支状況が確認できる書類
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(注) 添付書類には、事業実施主体における事業の完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

別記様式第7号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金について、補助金等交付規則第15条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

事業種目	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

別記様式第 8 号

年度みやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業実施主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありましたみやぎ材ウッド・チェンジ普及促進事業補助金による事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

別紙1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合計					

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施地	事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
		総事業費	補助対象経費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計							

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
計			

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

(注) 備考欄には、精算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

(3) 補助金精算

補助金交付決定額 (A)	補助対象経費(B)	補助率 (A/B)	精算事業費総額	精算補助金額	既受領補助金額	差引補助金未受領額	備 考
円	円	%	円	円	円	円	